

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

年度  右から番号を記入 1 現年度 2 新年度 3 両年度

福井県 敦賀市長 宛  年 月 日提出	〔 義務者 特別徴収 給与支払者 〕	所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>				特別徴収義務者番号				
		フリガナ					宛名番号				
		氏名又は名称					担当連絡先	所属			
		個人番号 又は法人番号						氏名			
					電話						

給与所得者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注)	
	氏名										
	生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日									
	個人番号										
	受給者番号										
	1月1日 現在の住所										
異動後の住所 (電話番号)											
					円	円	円	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	<input type="checkbox"/> 1 退職 <input type="checkbox"/> 2 転職 <input type="checkbox"/> 3 死亡 <input type="checkbox"/> 4 少額 <input type="checkbox"/> 5 併 <input type="checkbox"/> 6 支 <input type="checkbox"/> 7 合 <input type="checkbox"/> 8 そ の 職 長 期 不 定 解 散 他 の 事 由 ・ 理 由	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人納付)	

1 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者番号					新規	法人番号					新しい勤務先へは、月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>				担当 連絡先	所属					受給者番号
	フリガナ						氏名					
	氏名又は名称						電話					納付書の要否 (新規の場合のみ記載)
										内線 ( <input type="text"/> )	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1 必要 2 不要	

2 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1 異動が	年 1 月 2 月 3 月 3 1 日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2 異動が	年 1 月 1 日以降で特別徴収の継続の申出がないため			
				月 日	円	

3 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/>	1 異動が	年 1 月 2 月 3 月 3 1 日までで、一括徴収の申出がないため	※市 処理 欄	一括 転 勤 作 成 旧 済 始 変 更 新 済 始 済	固定	特徴	法人	軽自	入力	点検
		2	年 5 月 3 1 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため								
		3	死亡による退職であるため								

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法

- 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。
- 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で、現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
- 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。  
(現年度分) 本欄で選択した徴収方法。 (新年度分) 「1 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。